

一般競争入札及び指名競争入札応募条件表

- 1 本資格表は、あくまで通常の場合に調達公告で設定する応募条件について定めたものであり、実際には工事内容により必要に応じて条件を変更することがあるので注意すること。  
 (例:発注する工事が3者JVを対象とする場合、同種工事実績におけるJVの出資比率を当該工事に適する値を設定する。など)  
 2 本表に掲載した工種のうち、予定価格が本表に掲載していない価格帯(6千万未満等)のものについては、通常の場合、「県内」「単独」で発注し、他に特別な条件は設定しないのを原則とする。  
 3 県外業者も対象として入札を行う場合、当該入札に参加することができる県内営業所を有する県外業者も含め、入札に参加可能な者が複数見込まれるときは、県外業者の条件に「県内営業所を有すること」を条件とする。

(R6.4.1改定)

工種	発注工種	詳細区分	予定価格	単独・JV(甲型)	本店、格付、点数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		同種工事実績(代表者に限る。)		主任技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) の資格 ※注6)1級技士補の取扱いについて	監理技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) の資格	その他	自社施工要件(JV施工の場合は、JVとして自社施工要件を有していれば足りる。)		備考	
					代表者	それ以外の構成員	会社	主任(監理)技術者 *現場代理人としての施工管理実績も認める				主任技術者、現場代理人以外の技術者	自社保有機械		
土木一般	橋梁下部工 (ハイウェイ)	施工高30m以上	—	JV(2者)	県内A級	県内A級	過去15年間の同種工事(施工高30m以上の橋梁下部工)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事(施工高30m以上の橋梁下部工)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
		施工高20m以上30m未満	—	単独	県内A級	—	過去15年間の同種工事(施工高15m以上の橋梁下部工)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事(施工高15m以上の橋梁下部工)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
	トンネル工	—	JV(2者)	P1,200点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—			
	コンクリート構造物修繕工事(ひび割れ注入工事又は炭素繊維接着工事に限る。)	—	単独	県内	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。又は公益財団法人鳥取県建設技術センターが行うコンクリート構造物の補修技術検定試験に合格し、その登録を受けている者を主任(監理)技術者として配置できること			技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	ひび割れ注入工の総施工延長が50m未満又は対象部分の請負対象設計金額が100万円未満の場合を除く。	
	その他	6千万円以上2億円未満	—	単独	県内A級	—			技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
		2億円以上WTO工事対象金額未満	—	JV(2者)	県内A級かつ総1,280点以上	県内A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	代表者について上位30%程度を確保	
		WTO工事対象金額以上	—	JV(3者)	P1,200点以上	2者P1,010点以上	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	代表者以外の構成員について上位30%程度を確保	
		50億円以上	—	JV(4者)	P1,200点以上	3者P1,010点以上	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	代表者以外の構成員について上位30%程度を確保	
	PC工事	プレテン単純桁橋(横締緊張不要の橋梁を除く。)	6千万円以上1億円未満	—	単独	県内PC	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	
			1億円以上	—	JV(2者)	P1,100点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内PC	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	
ポストテンション桁橋(プレキャストブロック工法によるものを含む。)、中空床版橋又はプレテンション連続・連結桁橋		6千万円以上1億円未満	—	単独	P1,100点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
		1億円以上	—	JV(2者)	P1,100点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内PC	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
PC連続桁橋(張出し架設工法によるものに限る。)		6千万円以上	—	単独	P1,100点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—		
			6千万円以上2億円未満	—	単独	P1,000点以上	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士		—	—	

工種	発注工種	詳細区分	予定価格	単独・JV(甲型)	本店、格付、点数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		同種工事実績(代表者に限る。)		主任技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) 資格 ※注6)1級技士補の取扱いについて	監理技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) 資格	その他	自社施工要件(JV施工の場合は、JVとして自社施工要件を有していれば足りる。)		備考
					代表者	それ以外の構成員	会社	主任(監理)技術者 *現場代理人としての施工管理実績も認める				主任技術者、現場代理人以外の技術者	自社保有機械	
鋼橋	鋼橋工事	2億円以上10億円未満	単独	P 1,100点以上	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士					
		10億円以上	JV(2者)	P 1,100点以上	P 1,000点以上	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、代表者に限る。)	技術士又は1級若しくは2級土木施工管理技士	監理技術者資格を有する技術士又は1級土木施工管理技士					
建築一般	建築一般工事	6千万円以上3億円未満	単独	県内A級	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士					
		3億円以上6億円未満	JV(2者)	県内A級かつ総1,310点以上	県内A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士					代表者について上位50%程度を確保
		6億円以上WTO工事対象金額未満	JV(3者)	県内A級かつ総1,350点以上	県内2者A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士					代表者について上位30%程度を確保 代表者以外の構成員については、点数制限を行わない
		WTO工事対象金額以上50億円未満	JV(3者)	P 1,250点以上	2者P 1,030点以上	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士					代表者以外の構成員について上位50%程度を確保
		50億円以上	JV(4者)	P 1,250点以上	3者P 1,030点以上	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士					代表者以外の構成員について上位50%程度を確保
電気工事	電気工事	6千万円以上1.5億円未満	単独	県内・A級又は準県内	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級電気工事施工管理技士					
		1.5億円以上5億円未満	JV(2者)	県内・A級かつ総1,120点以上又は準県内	県内A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級電気工事施工管理技士					代表者について上位60%程度を確保
		5億円以上10億円未満	JV(3者)	県内・A級かつ総1,120点以上又は準県内	県内2者A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級電気工事施工管理技士					代表者について上位60%程度を確保
		10億円以上	JV(3者)	P 1,250点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内2者A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級電気工事施工管理技士					
管工事	管工事	6千万円以上1.5億円未満	単独	県内A級	—	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級管工事施工管理技士					
		1.5億円以上5億円未満	JV(2者)	県内A級かつ総1,200点以上	県内A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級管工事施工管理技士					代表者について上位50%程度を確保
		5億円以上10億円未満	JV(3者)	県内A級かつ総1,200点以上	県内2者A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級管工事施工管理技士					代表者について上位50%程度を確保
		10億円以上	JV(3者)	P 1,200点以上(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内2者A級	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	—	監理技術者資格を有する技術士又は1級管工事施工管理技士					
さく井工事	無散水融雪施設	2千万円以上	JV(2者)	(県外業者にあつては、県内に営業所を有すること。)	県内P600点以上	過去15年間の同種工事(地中熱を利用した融雪装置の設置に係る工事)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	過去15年間の同種工事(地中熱を利用した融雪装置の設置に係る工事)の実績(JVの実績は、出資比率20%以上のものに限る。)	技術士(上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」、又は総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」)又は1級若しくは2級さく井技能士	監理技術者資格を有する技術士又は1級若しくは2級さく井技能士					
アスファルト	アスファルト	—	単独	県内	—						品質管理責任者、フィニッシャー運転手、マカダムローラー運転手、タイヤローラー運転手の配置	モータグレーダー、フィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー	自社施工対象工事	
	客土吹付工	—	単独	県内	—									

工種	発注工種	詳細区分	予定価格	単独・JV(甲型)	本店、格付、点数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		同種工事実績(代表者に限る。)		主任技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) の資格 ※注6)1級技士補の取扱いについて	監理技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) の資格	その他	自社施工要件(JV施工の場合は、JVとして 自社施工要件を有していれば足りる。)		備考
					代表者	それ以外の構成員	会社	主任(監理)技術者 *現場代理人としての施工 管理実績も認める				主任技術者、現場代 理人以外の技術者	自社保有機械	
法面 植生工		種子吹付工	—	単独	県内	—						ノズルマン、 ガンマンの配置	—	自社施工対象工事
		厚層基材吹付工	—	単独	県内	—						モルタル吹付機	—	
		植生工 (盛土法面を除く。)	—	単独	県内	—						—	—	
法面 保護工		吹付法砕工	6千万円未満	単独	県内	—						ノズルマン、 ガンマンの配置	—	自社施工対象工事
		吹付法砕工	6千万円以上	単独	県内 P850点以上	—	過去15年間の同種工事 の実績(JVの実績は、出 資比率20%以上のもの に限る。)		技術士又は 1級若しくは2級土木 施工管理技士	監理技術者資格を 有する技術士又は1 級土木施工管理技 士		ノズルマン、 ガンマンの配置	モルタル吹付機、計 量器、ホッパー	
		モルタル・コンクリート 吹付工	—	単独	県内	—								
アンカ ー工		グラウンドアンカー工	6千万円未満	単独	県内	—						グラウンドアンカー施 工士、1級土木施工管 理技士、オペレータの 配置	ロータリーパーカッ ション掘削機(37kw 以上)、グラウトミキ サ、グラウトポンプ	自社施工対象工事
		グラウンドアンカー工	6千万円以上	単独	県内	—	過去15年間の同種工事 の実績(JVの実績は、出 資比率20%以上のもの に限る。)		技術士又は 1級土木施工管理技 士	監理技術者資格を 有する技術士又は1 級土木施工管理技 士				
		鉄筋挿入工	—	単独	県内	—						オペレータの配置	ロータリーパーカッ ション掘削機又は、ド リフタ及びガイドセル グラウトミキサ、グラ ウトポンプ	
区画 線工		区画線工	—	単独	県内	—						路面標示施工技能士 の配置	ラインマーカ一車、 溶解槽、施工機(施 工幅15cm、30cm、 45cmの施工が可能 なもの)	自社施工対象工事
交通 安全 施設		大型標識工	—	単独	県内	—						—	—	自社施工対象工事
造園 工事		造園工事(補栽工(低 木を除く。)、石組工、 流れ工、池工等。た だし、建築工事に係 るものを除く。)	—	単独	県内	—						1級又は2級造園技 能士の常駐	—	自社施工対象工事
		造園工事(建築工事 に係るもの)	—	単独	県内	—						1級又は2級造園技 能士の常駐	—	
		造園工事(上記以外)	—	単独	県内	—						1級又は2級造園技 能士の配置	—	

発注工種	工種	詳細区分	予定価格	単独・JV(甲型)	本店、格付、点数等 ※単独発注の場合は、代表者欄に記載		同種工事実績(代表者に限る。)		主任技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) ※注6)1級技士補の取扱いについて	監理技術者(3月以上継続雇用されている者に限る。) の資格	その他	自社施工要件(JV施工の場合は、JVとして自社施工要件を有していれば足りる。)		備考	
					代表者	それ以外の構成員	会社	主任(監理)技術者 *現場代理人としての施工管理実績も認める				主任技術者、現場代理人以外の技術者	自社保有機械		
塗装工事	鋼構造物塗装	6百万円未満	単独	県内	—							1級又は2級鋼橋塗装技士の常駐	—	自社施工対象工事	
		6百万円以上1千万円未満	単独	県内	—							1級鋼橋塗装技士の常駐	—		
		1千万円以上	単独又はJV(業者の自主選択)	県内	県内(JVの場合)							(単独又はJV代表者)1級鋼橋塗装技士の常駐(JV構成員)1級又は2級鋼橋塗装技士の常駐	—		
	建築塗装	6百万円未満	単独	県内	—								1級又は2級建築塗装作業技士の配置		—
		6百万円以上1千万円未満	単独	県内	—								1級建築塗装作業技士の配置		—
		1千万円以上	単独又はJV(業者の自主選択)	県内	県内(JVの場合)								対象金額に応じた資格を有する建築塗装技士を配置		—
置工事	置工事	—	単独	県内	—						—	—	自社施工対象工事		
防水工事	アスファルト防水工事 塗膜防水工事 シート防水工事 シーリング工事	6百万円未満	単独	県内	—							対象金額に応じた資格を有する防水施工技士を配置	—	自社施工対象工事	
		6百万円以上	単独又はJV(業者の自主選択)	県内	県内(JVの場合)							対象金額に応じた資格を有する防水施工技士を配置	—		
屋根工事・ 板金工事	金属板屋根工事、 建築板金工事	—	単独	県内	—							対象金額に応じた資格を有する建築板金技士を配置	—	自社施工対象工事	
港湾工事	特定工事(注10に掲げるものをいう。)	—	単独	県内又は準県内 P980点以上	—							水産土木工事(鳥取県漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の制定について(平成21年3月16日付第200800186495号県土整備部長通知)の要領中の2に規定する工事をいう。以下同じ。)にあっては、施工環境管理者の配置。港湾工事の施工管理の経験が5年以上ある1級土木施工管理技士を常に備えていること。	—	—	
		—	単独	県内又は準県内	—							水産土木工事にあっては、施工環境管理者の配置	—		
建築解体	建築解体	5千万円以上	単独	県内	—	過去15年間の同種工事の実績(工事難易度が高いと判断した場合に限り設定する。)	過去15年間の新築工事の実績(解体工法、仮設計画の難易度が高いと判断した場合に限り設定する。)	1級建築士又は1級建築施工管理技士	—			—	—		

注1) 「総」は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。)第11条第1項の総合点数、「P」は建設業法第27条の29の総合評定値(合併時経審を受けた者については、その点数とする。)である。

注2) 総合評定値は、調達公告日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。))については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで)の間を審査基準日とするものに限る。

注3) 「準県内」は、入札規則第16条の規定により県内業者と見なされる県外業者である。

注4) 「営業所」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所(法人住民税又は法人事業税の未納額がないものに限る)をいう。

注5) JVで入札に参加することを条件とすることができるのは、代表者以外の構成員が施工可能な工事が、請負対象設計金額をJVの構成員数で除して得た額の60%以上ある場合に限る。

注6) 主任技術者の資格欄における1級技士補の取扱いについては、2級土木施工管理技士の配置を認める工種においては配置を認める。この場合、1級土木施工管理技士補とあわせて2級土木施工管理技士の資格を有する者であることを条件とする。

注7) 「自社施工」と記載されている工種にあっては、別途自社施工要領に定める基準があるので注意すること。

注8) 2級技士を主任技術者又は監理技術者として配置する場合は、当該技能検定に合格した後に1年(平成16年4月1日以降に当該技能検定に合格した者については、3年)以上実務の経験を有するものであること。

注9) 「橋梁下部工」における施工高とは、フーチング底面からパラペット上部までのことをいう。

注10) 港湾工事のうち特定工事とするものは港湾工事のうち難易度の高いものとし次に掲げるものとする。

- a 請負対象設計金額が2億円以上の工事(高度な技術力は要しない工事(漁礁、離岸堤(人工リーフを含む。))等)を除く。
- b フローティングドック又はドルフィンドックを使用して行うケーソンの製作工事
- c bに係るケーソンの据付工事(仮置きを除く)
- d 水深7.5メートル以上の大型岸壁の工事
- e 特殊船舶を使用して行う海底地盤の改良工事(サンドコンパクション、サンドドレーン、深層混合処理等)
- f ポンプ浚渫船を使用して行う浚渫工事
- g 水深4.5メートル以上の棧橋工事
- h その他特殊な船舶や技術が必要とする特殊な工事

注11) 本店、格付、点数等の代表者欄において、「県外業者」にあっては、県内に営業所を有すること。の条件はWTO工事には適用しない。

注12) 造園工事における「建築工事」とは、主たる部分の積算を鳥取県公共建築工事積算基準(鳥取県総務部)に基づき積算を行う工事をいう。

注13) 建築解体工事において、大規模工事又は特殊工事等で発注者が必要と判断した場合にJVを設定することができ、JVの実績は、代表者に限る。